

## 家事審判手続（審判前の保全処分（各論））に関する検討事項

|      |  |    |
|------|--|----|
| 第 1  | 後見開始の審判前の保全処分  | 1  |
| 第 2  | 保佐開始の審判前の保全処分  | 7  |
| 第 3  | 補助開始の審判前の保全処分  | 12 |
| 第 4  | 特別養子縁組を成立させる審判前の保全処分   | 17 |
| 第 5  | 特別養子縁組の離縁の審判前の保全処分   | 20 |
| 第 6  | 親権又は管理権喪失宣告審判前の保全処分  | 23 |
| 第 7  | 成年後見人，成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人，補助監督人，未成年後見人及び未成年後見監督人の解任の審判前の保全処分 | 25 |
| 第 8  | 遺言執行者の解任の審判前の保全処分  | 28 |
| 第 9  | 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判前の保全処分                                  | 31 |
| 第 10 | 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判前の保全処分                              | 32 |
| 第 11 | 婚姻から生ずる費用の分担の審判前の保全処分  | 37 |
| 第 12 | 子の監護に関する審判前の保全処分   | 39 |
| 第 13 | 財産分与に関する審判前の保全処分   | 41 |
| 第 14 | 親権者の指定，変更の審判前の保全処分   | 43 |
| 第 15 | 扶養の審判前の保全処分  | 46 |
| 第 16 | 遺産分割の審判前の保全処分  | 48 |

(前注)

- 1 「審判の告知」等では、審判を受ける者（現行家事審判法第15条の3第4項）及び申立人が原則として審判の告知を受ける者であることを前提に、その特則を設けるべきか否かについて検討している。
- 2 「即時抗告」の部分では、即時抗告権者はすべて各則に記載することを前提に検討している。
- 3 本案の申立てがあったことを保全処分の要件とするか否かに関わる部分の本文の記載については、亀甲括弧にしている。

## 第1 後見開始の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

保全処分の態様及び要件については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 〔後見開始の審判の申立てがあった場合において、〕成年被後見人となるべき者の財産の管理又は成年被後見人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見人となるべき者の財産の管理若しくは成年被後見人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。
- ② 〔後見開始の審判の申立てがあった場合において、〕成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができるものとする。
- ③ ②の規定による審判（以下「後見命令の審判」という。）があったときは、成年被後見人となるべき者及び財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(補足説明)

本文第1の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第23条第

1 項、第 2 項及び第 6 項の規律を維持するものとしつつ、本文①では、財産管理者の選任又は指示の保全処分の申立てをすることができる者について、現行家事審判規則第 23 条第 1 項と異なり、本案の申立てをした者に限定するものとするを提案するものである。

この点について、現行の規律は、当該保全処分が、成年被後見人となるべき者の権利を制約するものではなく、また、公益性の強い処分であることから、職権による保全処分を認め、申立権者も制限していない。しかし、職権又は本案の申立てをした者の申立てによる保全処分を認めれば、成年被後見人の状況に応じて身上監護又は財産の保全のため必要な処分をすることができると考えられることから、財産管理者の選任又は指示の保全処分の申立てをすることができる者を本案の申立てをした者に限定することを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第 23 条 後見開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。
- ② 後見開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第六項において同じ。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができる。
- ③ 前項の規定による審判（以下この条において「後見命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。  
(中略)
- ⑥ 後見命令の審判があったときは、本人及び財産の管理者は、本人がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。  
(後略)

## 2 精神状況に関する意見聴取等

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第 1 の 2 は、本案と異なり、保全処分が緊急の場合に認められる暫定的処分であるので、精神状況に関する意見聴取等について、現行の規律を維持し、特段の規律を設けないものとするを提案するものである。

## 3 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、後見命令の審判をするには、成年被後見人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりこれを行うことができないとき又はその陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときはこの限りでないものとする。

(補足説明)

本文第1の3は、陳述聴取について、提案するものである。

この点について、後見命令の審判をする場合には、本人の自己決定権を尊重するため、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりこれを行うことができないとき又はその陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき（民事保全法第23条第4項ただし書参照）を除き、成年被後見人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

(参照条文)

- 民事保全法第23条（省略）
  - 2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。
  - 3 （省略）
  - 4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

#### 4 審判の告知等

(前注)

財産の管理者を選任する審判においては財産の管理者が、成年被後見人となるべき者の財産管理又は成年被後見人となるべき者の監護に関する事項を指示する審判においては指示の名宛人である事件の関係人が、後見命令の審判においては成年被後見人となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

審判の告知等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 後見命令の審判は、財産の管理者に告知しなければならないものとする。
- ② 後見命令の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、成年被後見人となるべき者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

る。

(参照条文)

- 家事審判規則第23条 (省略)
  - ② 後見開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第六項において同じ。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができる。
  - ③ 前項の規定による審判（以下この条において「後見命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。
  - ④ 後見命令の審判がされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、本人に対し、その旨を通知しなければならない。
- (後略)

## 5 審判の効力の発生時期

後見命令の審判は、財産の管理者に対する告知（複数ある場合には、そのうち最も早い告知）によって、効力を生じるものとするので、どうか。

(補足説明)

現行家事審判法第15条の3第4項は、審判前の保全処分を命ずる審判は、これを受ける者に告知することによって効力を生じるとしている。しかし、後見命令の審判は、本文4のとおり、成年被後見人となるべき者に告知することを予定していない。したがって、審判前の保全処分の審判の効力発生時期について、現行の規律を維持した場合、後見命令の審判の効力発生時期が問題となる。この点について、現行法の下において、後見命令の審判は、財産の管理者に告知すればそれで効力を生ずると解されているので、本文第1の5は、これを明文化することを提案するものである。

## 6 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 後見開始の審判の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、後見命令の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、審判の告知を受けない者のする即時抗告の期間は、財産の管理者に対する告知があった日（複数ある場合は、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、後見命令の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

（後略）
- 家事審判規則第23条（省略）
- ② 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第六項において同じ。）につき、財産の管理者の後見を受けるべきことを命ずることができる。
- ③ 前項の規定による審判（以下この条において「後見命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。
- ④ （省略）
- ⑤ 後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第三項の規定による告知があつた日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行する。

## 7 その他

財産の管理者の改任等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1①の規定により選任した財産の管理者を改任することができるものとする。
- ② 民法第27条から第29条まで、第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、1①又は7①の規定により選任した財産の管理者について準用するものとする。
- ③ 現行家事審判規則第33条から第36条までと同様の規律とするものとする。

(補足説明)

本文第1の7は、現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第23条第7項が準用する第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとするを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管

理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十  
十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第  
二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財  
産の管理者について準用する。

- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の  
財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立て  
により、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てにつ  
いての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関  
係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示する  
ことができる。

(中略)

⑦ 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の  
規定により選任された財産の管理者について準用する。

第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理  
人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(後略)

第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理  
の計算を命ずることができる。

② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人  
に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。

③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁  
する。

第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を  
命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生  
じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければ  
ならない。

③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録  
を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さな  
なければならない。

② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不充分であると認めるときは、管理人  
に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

- 民法第27条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理す  
べき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、  
不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求  
があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作  
成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産  
の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

第28条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、  
家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明  
らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を  
必要とするときも、同様とする。

第29条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を  
立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財  
産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任

事務を処理する義務を負う。

第646条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

第647条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

第650条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

## 第2 保佐開始の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

保全処分の態様及び要件については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① [保佐開始の審判の申立てがあった場合において、] 被保佐人となるべき者の財産の管理又は被保佐人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、被保佐人となるべき者の財産の管理若しくは被保佐人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。
- ② [保佐開始の審判の申立てがあった場合において、] 被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為（民法第13条第1項に規定する行為に限る。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができるものとする。
- ③ ②の規定による審判（以下「保佐命令の審判」という。）があったときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為（民法第13条第1

項に規定する行為に限る。)を取り消すことができるものとする。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用するものとする。

(補足説明)

本文第2の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第30条第1項、第2項及び第5項の規律を維持するものとしつつ、財産管理者の選任又は指示の保全処分の申立権者を本案の申立てをした者に限定するものとすることを提案するものである(第1の1(補足説明)参照)。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条 保佐開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。
- ② 保佐開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為(民法第十三条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。)につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができる。
- ③ 前項の規定による審判(以下この条において「保佐命令の審判」という。)は、財産の管理者に告知しなければならない。
- ④ (省略)
- ⑤ 保佐命令の審判があったときは、本人及び財産の管理者は、本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。
- ⑥ (省略)

## 2 精神状況に関する意見聴取等

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第2の2は、本案と異なり、保全処分が緊急の場合に認められる暫定的処分であるので、精神状況に関する意見聴取等について、現行の規律を維持し、特段の規律を設けないものとすることを提案するものである。

## 3 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとするので、どうか。

家庭裁判所は、保佐命令の審判をするには、被保佐人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分 of 申立ての目的を達することができない事情があるときはこの限りでないものとする。

(補足説明)

本文第2の3は、陳述聴取について、提案するものである。

この点について、保佐命令の審判をする場合には、本人の自己決定権を尊重するため、その陳述を聴くことにより保全処分 of 申立ての目的を達することができない事情があるときを除き、被保佐人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

#### 4 審判の告知

(前注)

財産の管理者を選任する審判においては財産の管理者が、被保佐人となるべき者の財産管理又は被保佐人となるべき者の監護に関する事項を指示する審判においては指示の名宛人である事件の関係人が、保佐命令の審判においては被保佐人となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

保佐命令の審判は、財産の管理者に告知しなければならないものとする  
ことで、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条 (省略)
- ② 保佐開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第十三条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができる。
- ③ 前項の規定による審判（以下この条において「保佐命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。

#### 5 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 保佐開始の審判の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、保佐命令の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、〔審判の告知を受けない者のする〕即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者に対する告知があった日及び財産の管

理者に対する告知があった日（複数ある場合は、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

- ② 申立人は、保佐命令の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

（参照条文）

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
- 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
- （後略）
- 第30条 （省略）
- ② 保佐開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（民法第十三条第一項に規定する行為に限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の保佐を受けるべきことを命ずることができる。
- ③ 前項の規定による審判（以下この条において「保佐命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。
- ④ 保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、法第十五条の三第四項の規定による告知があった日及び前項の規定による告知があった日のうち最も遅い日から進行する。

## 6 その他

財産の管理者の改任等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1 ①の規定により選任した財産の管理者を改任することができるものとする。
- ② 民法第27条から第29条まで、第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、1 ①又は6 ①の規定により選任した財産の管理者について準用するものとする。
- ③ 現行家事審判規則第33条から第36条までと同様の規律とするものとする。

（補足説明）

本文第2の6は、現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第30条第6項が

準用する第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとする  
ことを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。  
第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。
- 家事審判規則第30条 保佐開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、保佐開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。  
(中略)  
⑥ 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。  
第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。  
(後略)  
第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。  
② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。  
③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。  
第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。  
第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。  
② 前項の嘱託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。  
③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。  
第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。  
② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。
- 民法第27条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。  
2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。  
3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。  
第28条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明

らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

第29条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

第646条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

第647条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

第650条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

### 第3 補助開始の審判前の保全処分

#### 1 保全処分の態様及び要件

保全処分の態様及び要件については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 〔補助開始の審判の申立てがあつた場合において、〕被補助人となるべき者の財産の管理又は被補助人となるべき者の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、被補助人となるべき者の財産の管理若しくは被補助人となるべき者の監護に関する事項を指示することができるものとする。
- ② 〔補助開始の審判及び民法第17条第1項の審判の申立てがあつた場合において、〕被補助人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被補助人となるべき者の財産上の行為（同法第13条第1項に規定する行為〔であ

って、同法第17条第1項の審判の申立てに係るもの]に限る。)につき、財産の管理者の補助を受けるべきことを命ずることができるものとする。

- ③ ②の規定による審判（以下「補助命令の審判」という。）があったときは、被補助人となるべき者及び財産の管理者は、被補助人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為（民法第13条第1項に規定する行為〔であって、同法第17条第1項の審判の申立てに係るもの]に限る。）を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

(補足説明)

本文第3の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第30条の8第1項、第2項及び第5項の規律を維持するものとしつつ、財産管理者の選任又は指示の保全処分の申立権者を当該申立てをした者に限定するものとすることを提案するものである（第1の1（補足説明）参照。）。

また、補助開始の審判をする場合には、本人の申立て又は同意が要件とされているが、補助開始の審判前の保全処分は、緊急の場合に認められる暫定的な処分であることから、現行の規律を維持し、本人の申立て又は同意を要件としないこととしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の8 補助開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。
- ② 補助開始の審判及び民法第十七条第一項の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（同法第十三条第一項に規定する行為であつて、同法第十七条第一項の審判の申立てに係るものに限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けるべきことを命ずることができる。
- ③ 前項の規定による審判（以下この条において「補助命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。
- ④ (省略)
- ⑤ 補助命令の審判があったときは、本人及び財産の管理者は、本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。
- ⑥ (省略)

## 2 精神状況に関する意見聴取等

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

(補足説明)

本文第3の2は、本案と異なり、保全処分が緊急の場合に認められる暫定的処分であるので、精神状況に関する意見聴取等について、現行の規律を維持し、特段の規律を設けないものとするを提案するものである。

## 3 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとするので、どうか。

家庭裁判所は、補助命令の審判をするには、被補助人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときはこの限りでないものとする。

(補足説明)

本文第3の3は、陳述聴取について、提案するものである。

この点について、補助命令の審判をする場合には、本人の自己決定権を尊重するため、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときを除き、被補助人となるべき者の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

## 4 審判の告知

(前注)

財産の管理者を選任する審判においては財産の管理者が、被補助人となるべき者の財産管理又は被補助人となるべき者の監護に関する事項を指示する保全処分においては指示の名宛人である事件の関係人が、補助命令の審判においては被補助人となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

補助命令の審判は、財産の管理者に告知しなければならないものとするので、どうか。

(参照条文)

- 家事審判規則第30条の8 (省略)
- ② 補助開始の審判及び民法第十七条第一項の審判の申立てがあった場合にお

いて、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（同法第十三条第一項に規定する行為であつて、同法第十七条第一項の審判の申立てに係るものに限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けるべきことを命ずることができる。

- ③ 前項の規定による審判（以下この条において「補助命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。  
(後略)

## 5 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 補助開始の審判の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、補助命令の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、〔審判の告知を受けない者のする〕即時抗告の期間は、被補助人となるべき者に対する告知があった日及び財産の管理者に対する告知があった日（複数ある場合は、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。
- ② 申立人は、補助命令の審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
- 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
- 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

(後略)

家事審判規則第30条の8 (省略)

② 補助開始の審判及び民法第十七条第一項の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の保全のため特に必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、本人の財産上の行為（同法第十三条第一項に規定する行為であつて、同法第十七条第一項の審判の申立てに係るものに限る。第五項において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けるべきことを命ずることができる。

③ 前項の規定による審判（以下この条において「補助命令の審判」という。）は、財産の管理者に告知しなければならない。

④ 補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、法第十五条の三第四項の規定

による告知があった日及び前項の規定による告知があった日のうち最も遅い日から進行する。  
(後略)

## 6 その他

財産の管理者の改任等については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1①の規定により選任した財産の管理者を改任することができるものとする。
- ② 民法第27条から第29条まで、第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、1①又は6①の規定により選任した財産の管理者について準用するものとする。
- ③ 現行家事審判法第16条及び現行家事審判規則第33条から第36条までと同様の規律とするものとする。

### (補足説明)

本文第3の6は、現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第30条の8第6項が準用する第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとすることを提案するものである。

### (参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。  
第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。
- 家事審判規則第30条の8 補助開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。  
(中略)  
⑥ 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。  
第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。  
(後略)  
第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。
- ② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。
- ③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁

する。

第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

○ 民法第27条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

第28条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

第29条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

第646条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

第647条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

第650条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

#### 第4 特別養子縁組を成立させる審判前の保全処分

## 1 保全処分の態様及び要件

〔特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあった場合において、〕養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第4の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第64条の5第1項の規律を維持するものとするを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の5 特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあった場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

② (省略)

## 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、申立人を養子となるべき者の監護者に選任する審判又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止する審判をするには、養子となるべき者の親権者又は未成年後見人から陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

申立人(養親となるべき者)を養子となるべき者の監護者に選任する審判をした場合には、養親となるべき者の監護状況を保護しようとする当該保全処分の制度趣旨から、養子となるべき者の親権者等の有する監護権限の行使は、養親となるべき者の監護によって、停止されているものと解される。また、養子となるべき者の親権者又は未成年後見人の職務の執行を停止する審判は、養子となるべき者の親権者又は未成年後見人に対して職務の執行停止という重大な影響を与えると考えられる。

そこで、本文第4の2は、これらの保全処分をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、親権者又は未成年後見人の陳述を聴かなければならないものすることを提案するものである。

### 3 審判の告知

(前注)

監護者選任の審判においては監護者に選任される者(申立人)が、職務の執行を停止する審判においてはその親権者又は未成年後見人が、職務代行者を選任する審判においては職務代行者となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 特別養子縁組を成立させる審判に対し即時抗告をすることができる者は、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止する審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て(次に掲げる申立てを除く。)を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項(第百六条第一項(第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項(第六十四条の十二において準用する場合を含む。))及び第七十四条第一項(第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分(前項各号に規定する保全処分を除く。)に対し、即時抗告をすることができる。

(後略)

### 5 その他

職務代行者の改任及び報酬については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、1又は5①の規定により選任した職務代行者に対し、養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(補足説明)

本文第4の5は、現行家事審判規則第64条の5第2項が準用する第32条第1項及び第64条の6が準用する第75条の規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(後略)

第64条の5 特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあった場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

- ② 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。

第64条の6 第七十五条の規定は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者について準用する。

第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

## 第5 特別養子縁組の離縁の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

〔特別養子縁組の離縁の審判の申立てがあった場合において、〕養子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、特別養子縁組の離縁に関する審判の効力が生ずるまでの間、養子に対し親権を行う者若しくは養子の未成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第5の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第64条の12が準用する第64条の5第1項の規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第64条の5 特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあった場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。
  - ② (省略)
- 第64条の12 第六十四条の五（養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に係る部分を除く。）及び第六十四条の六の規定は、特別養子縁組の離縁に関する審判事件について準用する。

## 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人の職務の執行を停止する審判をするには、その養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人の職務の執行を停止する審判は、養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人に対して重大な影響を与えると考えられる。そこで、本文第5の2は、職務の執行を停止する審判をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものすることを提案するものである。

## 3 審判の告知

(前注)

養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人の職務の執行を停止する審判においてはその養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人が、職務代行者を選任する審判においては職務代行者となるべき者が、それぞれ審判を受ける者である

ことを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

#### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し即時抗告をすることができる者は、養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人の職務の執行を停止する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、養子に対し親権を行う者又は養子の未成年後見人の職務の執行を停止する審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

(後略)

#### 5 その他

職務代行者の改任及び報酬については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、1又は5①の規定により選任した職務代行者に対し、養子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(補足説明)

本文第5の5は、現行家事審判規則第64条の12が準用する第64条の5第2項、第32条第1項及び第64条の6が準用する第75条の規律を維持するものとすることを提案

するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(後略)

第64条の5 特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあつた場合において、養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、特別養子縁組の成立に関する審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができる。

- ② 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。

第64条の12 第六十四条の五（養子となるべき者の監護者を選任する保全処分に係る部分を除く。）及び第六十四条の六の規定は、特別養子縁組の離縁に関する審判事件について準用する。

第64条の6 第七十五条の規定は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者について準用する。

第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

## 第6 親権又は管理権喪失宣告審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

〔親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、〕子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第6の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第74条第1項の規律を維持するものとするを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

- ② (省略)

### 2 陳述聴取

陳述聴取について、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、親権者の職務の執行を停止する審判をするには、その親権者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

親権者の職務の執行を停止する審判は、親権者に対して重大な影響を与えると考えられる。そこで、親権者の職務の執行を停止する審判をするには保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、その親権者の陳述を聴かなければならないものすることを提案するものである。

### 3 審判の告知

(前注)

親権者の職務の執行を停止する審判においてはその親権者が、職務代行者を選任する審判においては職務代行者となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとすることで、どうか。

### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 親権又は管理権の喪失を宣告する審判に対し即時抗告をすることができる者は、親権者の職務の執行を停止する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、親権者の職務の執行を停止する審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て

② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

（後略）

## 5 その他

職務代行者の改任及び報酬については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、1又は5①の規定により選任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

（補足説明）

現行家事審判規則第74条第2項が準用する第32条第1項及び第75条の規律を維持するものとするを提案するものである。

（参照条文）

○ 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

（後略）

第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

② 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。

第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

## 第7 成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、未成年後見人及び未成年後見監督人の解任の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

〔成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、未成年後見人又は未成年後見監督人（以下、「成年後見人等」という。）の解任の審判事件が係属した場合において、〕成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者（以下、「成年被後見人等」という。）の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、成年後見人等の解任の審判の申立てについての審

判の効力が生ずるまでの間、成年後見人等の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第7の1は、保全処分の態様及び要件について、提案するものである。

この点について、原則として、現行家事審判規則第86条、第92条第2項及び第93条第3項が準用する第74条第1項の規律を維持するものとしている。ただし、成年後見人等を解任する手続が職権で開始された場合には、その保全処分も、職権で行うことができるものと解されていることに鑑み、職権で審判前の保全処分をすることができるものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
- ② (省略)
- 第86条 第七十三条第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。
- 第92条 (省略)
- ② 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。
- 第93条 (前略)
- ③ 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

## 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、成年後見人等の職務の執行を停止する審判をするには、その成年後見人等の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

成年後見人等の職務の執行を停止する審判は、成年後見人等に対して重大な影響を与えると考えられる。そこで、本文第7の2は、職務の執行を停止する審判をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、成年後見人等の陳述を聴かなければならないものすることを提案するものである。

### 3 審判の告知

(前注)

成年後見人等の職務の執行を停止する審判においてはその成年後見人等が、職務代行者を選任する審判においては職務代行者となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 成年後見人等を解任する審判に対し即時抗告をすることができる者は、成年後見人等の職務の執行を停止する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、成年後見人等の職務の執行を停止する審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。  
(後略)

### 5 その他

職務代行者の改任及び報酬については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、1又は5①の規定により選任した職務代行者に対し、被後見人等の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(補足説明)

本文第7の5は、現行家事審判規則第86条、第92条第2項及び第93条第3項が準用する第74条第2項、第32条第1項及び第75条の規律を維持するものとするを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(後略)

第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

② 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。

第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

第86条 第七十三条から第七十六条までの規定は、後見人の解任に関する審判事件にこれを準用する。

第92条 (省略)

② 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、後見監督人の解任に関する審判事件について準用する。

第93条 (前略)

③ 第七十三条から第七十六条まで及び第八十七条の規定は、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人の解任に関する審判事件について準用する。

## 第8 遺言執行者の解任の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

〔遺言執行者の解任の審判の申立てがあつた場合において、〕相続人の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、遺言執行者の解任の審判の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文8の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第126条が準用する第74条第1項の規律を維持するものとするを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合にお

いて、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

② (省略)

第126条 第七十四条乃至第七十六条の規定は、遺言執行者の解任にこれを準用する。

② (省略)

## 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、遺言執行者の職務の執行を停止する審判をするには、その遺言執行者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

遺言執行者の職務の執行を停止する審判は、遺言執行者に対して重大な影響を与えると考えられる。そこで、本文第8の2は、遺言執行者の職務の執行を停止する審判をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、その遺言執行者の陳述を聴かなければならないものすることを提案するものである。

## 3 審判の告知

(前注)

遺言執行者の職務の執行を停止する審判においてはその遺言執行者が、職務代行者を選任する審判においては職務代行者となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

## 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 遺言執行者を解任する審判に対し即時抗告をすることができる者は、遺言執行者の職務の執行を停止する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、遺言執行者の職務の執行を停止する審判の申立てを却下す

る審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。  
(後略)

## 5 その他

職務代行者の改任及び報酬については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、1又は5①の規定により選任した職務代行者に対し、被相続人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(補足説明)

本文第8の5は、現行家事審判規則第126条第1項が準用する第74条第2項、第32条第1項及び第75条の規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。  
(後略)
- 第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
- ② 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。
- 第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。
- 第126条 第七十四条乃至第七十六条の規定は、遺言執行者の解任にこれを準用する。

② (省略)

## 第9 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

[夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判の申立てがあつた場合において、] 強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(補足説明)

本文第9の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第46条が準用する第95条、第52条の2の規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第45条 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とする。
- 第46条 第九十五条乃至第九十八条の規定は、前条の審判事件にこれを準用する。
- 第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 第95条 第五十二条の二の規定は、扶養に関する審判事件について準用する。

### 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文第9の2は、陳述聴取について、提案するものである。

この点について、夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判前の保全処分として、金員仮払仮処分をすることが考えられ、当該仮処分は仮の地位を定める仮処分であると解される。そして、仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方

に重大な影響を与えるものであることから、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

### 3 審判の告知

(前注)

仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する審判の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

(後略)

## 第10 夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

保全処分の態様及び要件については、以下のとおりとすることで、どう

か。

- ① 〔夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の審判の申立てがあった場合において、〕相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、相手方の管理する申立人所有の財産又は共有財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。
- ② 〔夫婦財産契約による管理者の変更若しくは共有財産の分割の審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該審判の申立人又は相手方の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(補足説明)

本文第10の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第47条及び第48条第3項が準用する第106条第1項、第23条第1項、第52条の2と同様の規律を維持するものとしつつ、財産管理者の選任又は指示の保全処分の申立権者を本案の申立てをした者に限定することを提案している(第1の1(補足説明)参照。)

(参照条文)

- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

(後略)

第47条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

第48条 前条の管理者の変更に伴って共有財産の分割を許可する場合には、家庭裁判所は、申立てによつて、共有財産の分割の処分をすることができる。

② 家庭裁判所が共有財産の分割を許可した場合において、その分割の協議が調わないときも、前項と同様とする。

③ 第百四条、第百五条、第百六条第一項及び第百九条の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産

の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

② (省略)

## 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文第10の2は、陳述聴取について、提案するものである。

仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方に重大な影響を与えるものであることから、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

## 3 審判の告知

(前注)

財産の管理者を選任する審判においては財産の管理者が、申立人所有の財産又は共有財産の管理に関する事項を指示する審判においては指示の名宛人である事件の関係人が、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

## 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 夫婦財産契約による管理者の変更又は共有財産の分割の審判の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審

判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。  
(後略)

## 5 その他

財産の管理者については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1①の規定により選任した財産の管理者を改任することができるものとする。
- ② 民法第27条から第29条まで、第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、1①又は5①の規定により選任した財産の管理者について準用するものとする。
- ③ 現行家事審判規則第33条から第36条までと同様の規律とするものとする。

(補足説明)

本文第10の5は、現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第47条及び第48条第3項が準用する第106条第1項、第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。  
第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。
- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てにつ

いての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

(後略)

⑦ 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(後略)

第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。

③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。

第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

第47条 第四十五条及び第百六条第一項の規定は、夫婦財産契約による管理者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

第48条 (前略)

③ 第百四条、第百五条、第百六条第一項及び第百九条の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

② (省略)

○ 民法第27条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

第28条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明

らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

第29条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

第646条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

第647条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

第650条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

## 第11 婚姻から生ずる費用の分担の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

〔婚姻から生ずる費用の分担に関する審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第11の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第51条が準用する第52条の2と同様の規律とすることを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第51条 第四十五条、前二条及び第五十二条の二の規定は、婚姻から生ずる費用の分担に関する審判事件にこれを準用する。

第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

## 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

婚姻費用の分担の審判前の保全処分として、過去の婚姻費用が一時金の形で支払を命ぜられることが見込まれる場合に強制執行を保全するために仮差押命令を発することや本案審判による給付命令の先取りとしての婚姻費用の仮払を命ずることが考えられる。そして、婚姻費用仮払仮処分のように仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方に重大な影響を与えるものであることから、本文第11の2は、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、保全処分の相手方の陳述聴取をしなければならないものとするを提案としている。

## 3 審判の告知

(前注)

仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

## 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 婚姻から生ずる費用の分担を命ずる審判に対し即時抗告をすることができる者は、仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

-----  
! (参照条文)  
-----

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
    - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
    - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
  - ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
- （後略）

## 第12 子の監護に関する審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

〔子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。どうか。

（補足説明）

第12の1は、審判前の保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第52条の2の規律を維持することを提案するものである。

具体的な保全処分としては、相手方の不動産等の仮差押えを命ずる処分、子の監護に要する費用の仮払、子の引渡し等を命ずる処分等が考えられる。

（参照条文）

- 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

### 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

- ② 家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分（ただし、子の監護に要する費用の仮払の仮処分を除く。）をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき、又は、子が15歳未満である場合において、子の年齢及び発達程度その他の事情を考慮して子の福祉上相当でないと認めるときはこの限りでないものとする。

（補足説明）

本文第12の2は、陳述聴取について、提案するものである。

仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方に重大な影響を与えると考えられる。そこで、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとすることを提案するものである。

また、子の引渡し等を命ずる仮の地位を定める仮処分（ただし、専ら父母の経済状況が問題とされる子の監護に要する費用の仮払の仮処分を除く。）は、子に対し重要な影響を与えることから、仮の地位を定める仮処分をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないが、他方で、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他の事情を考慮して子の福祉上相当でないと認められる場合の例外を設けることを提案している。

### 3 審判の告知

（前注）

仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。  
(後略)

### 第13 財産分与に関する審判前の保全処分

#### 1 保全処分の態様及び要件

[財産分与に関する審判の申立てがあった場合において、] 強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、[当該申立てをした者の] 申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。どうか。

(補足説明)

本文第13の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第56条が準用する第52条の2と同様の規律とすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。  
第56条 第四十五条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二の規定は、婚姻の取消し又は離婚の場合における財産の分与に関する審判事件にこれを準用する。

#### 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分

の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文第13の2は、陳述聴取について、提案するものである。

仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方に重大な影響を与えるものであることから、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとするを提案している。

### 3 審判の告知

(前注)

仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 財産を分与する審判に対し即時抗告をすることができる者は、仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

(後略)

## 第14 親権者の指定, 変更の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

保全処分の態様及び要件については, 以下のとおりとすることで, どうか。

- ① [親権者の指定又は変更の審判の申立てがあった場合において,] 強制執行を保全し, 又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは, 家庭裁判所は, [当該申立てをした者の] の申立てにより, 仮差押え, 仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。
- ② [親権者の指定又は変更の審判の申立てがあった場合において,] 子の利益のため必要があるときは, 家庭裁判所は, [当該申立てをした者の] 申立てにより, 親権者の指定, 変更の審判の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間, 親権者の職務の執行を停止し, 又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(補足説明)

本文第14の1は, 保全処分の態様及び要件について, 現行家事審判規則第70条及び第72条が準用する第52条の2及び第74条と同様の規律とすることを提案するものである。

(参照条文)

○ 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において, 強制執行を保全し, 又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは, 家庭裁判所は, 当該審判の申立人の申立てにより, 仮差押え, 仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第70条 第五十二条第二項, 第五十二条の二から第五十五条まで, 第六十条, 第七十四条及び第七十五条の規定は, 親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。

第72条 第五十二条第二項, 第五十二条の二から第五十五条まで, 第六十条, 前条, 第七十四条及び第七十五条の規定は, 親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。

第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあった場合において, 子の利益のため必要があるときは, 家庭裁判所は, 当該申立てをした者の申立てにより, 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間, 本人の職務の執行を停止し, 又はその職務代行者を選任することができる。

② (省略)

## 2 陳述聴取

陳述聴取について、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、親権者の職務の執行を停止する審判をするには、その親権者の陳述を、仮の地位を定める仮処分をするには保全処分の相手方の陳述を、それぞれ聴かなければならないものとする。ただし、それらの陳述を聴くことにより審判前の保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。
- ② 家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき、又は、子が15歳未満である場合において、子の年齢及び発達程度その他の事情を考慮して子の福祉上相当でないと認めるときはこの限りでないものとする。

(補足説明)

本文第14の2は、陳述聴取について、提案するものである。

親権者の職務の執行を停止する審判は、親権者に対して職務の執行停止という重大な影響を与えると考えられる。また、仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方に重大な影響を与えるものであると考えられる。そこで、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、親権者の職務の執行を停止する審判をするには親権者の陳述を、仮の地位を定める仮処分をするには保全処分の相手方の陳述を、それぞれ聴かなければならないものとすることを提案している。

また、子の引渡し等を命ずる仮の地位を定める仮処分は、子に対し重要な影響を与えることから、仮の地位を定める仮処分をするには、子〔自身〕の陳述を聴かなければならないが、他方で、子が15歳未満である場合には、子の年齢及び発達程度その他の事情を考慮して子の福祉上相当でないと認められる場合の例外を設けることを提案している。

## 3 審判の告知

(前注)

仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、親権者の職務の執行を停止する審判においてはその親権者が、職務代行者を選任する審判においては職務代行者となるべき者が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

#### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 親権者を指定し、又は変更する審判に対し即時抗告をすることができる者は、親権者の職務の執行を停止する審判及び仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、親権者の職務の執行を停止の申立て及び仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

(後略)

#### 5 その他

職務代行者の改任及び報酬については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1②の規定により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、1②又は5①の規定により選任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(補足説明)

本文第14の5は、現行家事審判規則第70条及び第72条が準用する第74条第2項、第32条第1項及び第75条と同様の規律とすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判規則第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。  
（後略）
- 第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
- 第72条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、前条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の変更に関する審判事件にこれを準用する。
- 第74条 親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
- ② 第三十二条第一項の規定は、前項の規定により選任された職務代行者について準用する。
- 第75条 家庭裁判所は、前条の規定に基づいて選任され、又は改任された職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

## 第15 扶養の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

〔扶養の審判の申立てがあつた場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。どうか。

（補足説明）

本文第15の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第95条が準用する第52条の2と同様の規律とすることを提案するものである。

（参照条文）

- 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 第95条 第五十二条の二の規定は、扶養に関する審判事件について準用する。

### 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くこと

により保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文15の2は、陳述聴取について、提案するものである。

この点について、扶養の審判前の保全処分として、金員仮払仮処分が考えられ、当該仮処分は仮の地位を定める仮処分であると解される。そして、仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方に重大な影響を与えるものであることから、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

### 3 審判の告知

(前注)

仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとすることで、どうか。

### 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 扶養の審判の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
  - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
  - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て

- ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。  
（後略）

## 第16 遺産分割の審判前の保全処分

### 1 保全処分の態様及び要件

保全処分の態様及び要件については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 〔遺産分割の審判の申立てがあった場合において、〕財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者又は相手方の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産分割の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。
- ② 〔遺産分割の審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該審判の申立人又は相手方の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

（補足説明）

本文第16の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第106条第1項が準用する第23条第1項及び第52条の2の規律を維持するものとしつつ、財産管理者の選任又は指示の保全処分の申立権者を本案の申立てをした者及び相手方に限定することを提案している（第1の1（補足説明）参照。）。

（参照条文）

- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあった場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

（後略）

第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の

監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

② (省略)

## 2 陳述聴取

陳述聴取については、以下のとおりとすることで、どうか。

家庭裁判所は、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでないものとする。

(補足説明)

本文16の2は、陳述聴取について、提案するものである。

仮の地位を定める仮処分は、保全処分の相手方に重大な影響を与えるものであることから、仮の地位を定める仮処分をするには、保全処分の申立ての目的を達することができない事情がある場合を除き、保全処分の相手方の陳述を聴かなければならないものとすることを提案している。

## 3 審判の告知

(前注)

財産の管理者を選任する審判においては財産の管理者が、財産の管理に関する事項を指示する審判においては指示の名宛人である事件の関係人が、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分のうち、仮差押えの審判においては仮に差し押さえられた者が、仮処分その他の必要な保全処分の審判においては処分の名宛人が、それぞれ審判を受ける者であることを前提としている。

特段の規律を設けないものとするので、どうか。

## 4 即時抗告

即時抗告については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 遺産を分割する審判に対し即時抗告をすることができる者は、仮差押え、仮処分その他の保全処分に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条の3 審判前の保全処分の申立人は、申立て（次に掲げる申立てを除く。）を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
    - 一 第二十三条第一項（第百六条第一項（第四十七条及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三十条の八第一項の規定による保全処分の申立て
    - 二 第六十四条の五第一項（第六十四条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十四条第一項（第七十条、第七十二条、第八十六条、第九十二条第二項、第九十三条第三項及び第二百二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により職務代行者を選任する保全処分の申立て
  - ② 本案の申立てを認める審判に対し即時抗告をすることができる者は、審判前の保全処分（前項各号に規定する保全処分を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。
- (後略)

## 5 その他

財産の管理者については、以下のとおりとすることで、どうか。

- ① 家庭裁判所は、いつでも、1 ①の規定により選任した財産の管理者を改任することができるものとする。
- ② 民法第27条から第29条まで、第644条、第646条、第647条及び第650条の規定は、1 ①又は5 ①の規定により選任した財産の管理者について準用するものとする。
- ③ 現行家事審判規則第33条から第36条までと同様の規律とするものとする。

(補足説明)

本文第16の5は、現行家事審判法第16条並びに現行家事審判規則第106条第1項が準用する第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条までの規律を維持するものとすることを提案するものである。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の3 第九条の審判の申立てがあつた場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる。
- 第16条 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した財産の管理をする者について、同法第二十七条から第二十九条までの規定は、第十五条の三第一項の規定による財産の管理者について準用する。
- 家事審判規則第23条 後見開始の審判の申立てがあつた場合において、本人の財産の管理又は本人の監護のため必要があるときは、家庭裁判所は、申立てにより、又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の審判の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、本人の財産の管理若しくは本人の監護に関する事項を指示することができる。

(中略)

⑦ 第三十二条第一項及び第三十三条から第三十六条までの規定は、第一項の規定により選任された財産の管理者について準用する。

第32条 家庭裁判所は、いつでも、その選任した管理人（不在者の財産の管理人をいう。以下この節において同じ。）を改任することができる。

(後略)

第33条 家庭裁判所は、その選任した管理人に対し財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

② 民法第二十七条第二項の場合には、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人に対しても前項の報告及び計算を命ずることができる。

③ 前二項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中からこれを支弁する。

第34条 家庭裁判所は、管理人に対しその供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

第35条 管理人の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を囑託しなければならない。

② 前項の囑託には、抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添附しなければならない。

③ 前二項の規定は、設定した抵当権の変更又は消滅の登記にこれを準用する。

第36条 管理人は、民法第二十七条第一項又は第二項の規定により財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に差し出さなければならない。

② 家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、管理人に対し公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。

第106条 第二十三条第一項及び第七項並びに第五十二条の二の規定は、遺産の分割の審判事件について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「財産の管理又は本人の監護」とあり、及び「財産の管理若しくは本人の監護」とあるのは「財産の管理」と、第五十二条の二中「申立人」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

② (省略)

○ 民法第27条 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2 不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

第28条 管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

第29条 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

第646条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その收取した果実についても、同様とする。

2 受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなけ

ればならない。

第647条 受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

第650条 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。